

給与支払報告 特別徴収にかかるとる給与所得者異動届出書（提出用）

◎異動があつた場合はすみやかに提出してください。

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
-----------------	----------------------

令和 年 月 日 提出 あて先 白 杵 市 長	給 与 支 払 者 （ 特 別 徴 収 義 務 者 ）	所在地	郵便番号					特別徴収義務者指定番号		
		氏名又は 名 称	(印)				受 給 者 番 号			
		法人番号 又は 個人番号							連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係 氏名 電 話 () - 番
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未 徴 収 税 額	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収	納 付 月 日	
フリガナ			円	月分から 月分まで 円	月分から 月分まで 円	年 月 日	1.退職 2.転勤 3.休職 4.死亡退職 5.会社解散 6.住所誤報 7.	1()特徴継続 (給料差引継続) 2()一括徴収 (残額一括給料引) 3()普通徴収 (残額個人請求)	一括徴収した 税額は 月分 で納入します (月 日納付)	
氏 名	生年月日	大・昭・平 年 月 日								
個 人 号										
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)									

◎退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。

◎新しく特別徴収をする人

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合、次の欄に記入してください。

給 与 所 得 者	特徴開始月	一 括 徴 収 の 理 由	給与または退 職 手 当 等 の 支 払 予 定 月 日	一 括 徴 収 予 定 額	退職時までの給与支払額
フリガナ	月分 より	1. 異動が令和 年12月31日まで で、申出があつたため。 (月 日申出) 2. 異動が令和 年1月1日以後で 特別徴収の継続の希望がないため。	支 払 予 定 日 ご と の 徴 収 予 定 額	合 計	円
氏 名	普通徴収	異 動 者 印	円	上 記 (ウ) と 同 額	控 除 社 会 保 険 料 額
生年月日	期納入済		円		円
住 所			円		

転勤等による特別徴収届出書（左欄外の注意書きを参照してください。）

月割額 円 月分から徴収し 納入する。	給 与 支 払 者 （ 特 別 徴 収 義 務 者 ）	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指 定 番 号	
		フリガナ		連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係 氏名
		名 称			
給与支払方法 及びその期日	込を希 金融機関 地及びする の 名 称	代表者の 職 氏 名 印			

ご 注 意

1 「受給者番号」の欄には特別徴収税額通知書に記載された受給者番号を記入してください。
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行なう場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務
先に回付願います。新勤務先では、一段（転勤等）による特別徴収届出書（課税地）市区町村長に送付してください。
3 必要の手続を済ましたうえで、一月一日現在の住所（課税地）を記入してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は一括徴収することが義務づけられています。
※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

切 り と り